

非ウォーターフォール型開発 WG 契約問題 PT

平成 23 年度 活動報告書

平成 24 年 3 月 26 日

独立行政法人 情報処理推進機構

技術本部 ソフトウェア・エンジニアリング・センター

目次

はじめに.....	1
1 昨年度の非ウォーターフォール型開発における契約書案の作成と検討.....	2
2 本年度の取り組みの概要.....	2
3 契約モデル・契約書案の妥当性の評価.....	3
4 契約書案の修正および FAQ の作成について.....	6
5 成果物について.....	8
6 まとめ.....	8

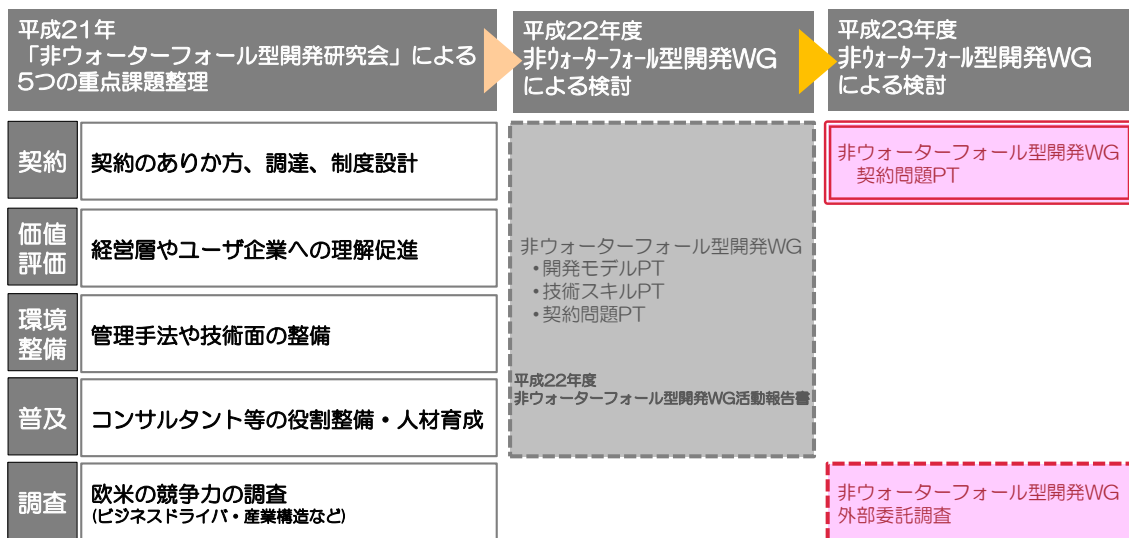
はじめに

アジャイル型開発に代表される「非ウォーターフォール型」の開発手法は、日本国内のソフトウェア開発においても、Web アプリケーションや Web サービス開発などを中心に競争力のある製品やサービスとなって徐々に広がりを見せている。また、顧客ニーズへの迅速な対応、開発者・技術者のモチベーション向上等にも成果を上げている。

独立行政法人情報処理推進機構 技術本部ソフトウェア・エンジニアリング・センター (IPA/SEC) においても、平成 21 年 11 月に「非ウォーターフォール型開発研究会」を組織し、動向調査と普及に向けた研究から始まった取り組みは、昨年度(平成 22 年度)には、ウォーターフォール型開発及び、アジャイル型開発の経験が豊富な実務者、契約に詳しい専門家など、産学官の有識者をメンバーとした「非ウォーターフォール型開発ワーキンググループ」を設置し検討を行った。

広がりを見せつつある、非ウォーターフォール型開発だが、日本国内においては、ウォーターフォール型開発に比べ、まだ圧倒的に事例が少なく、成熟した開発手法とはなっていない。しかし、日々ビジネススピードは上がり、ソフトウェア開発の現場においても、そのスピードへの迅速な対応が迫られている。

本活動報告書は、非ウォーターフォール型開発普及のために昨年度取り組んできた「非ウォーターフォール型開発にふさわしい契約」でまとめた契約書案に対し、更に深堀を行い、非ウォーターフォール型開発の導入しやすい契約書案の改訂を目指して取り組んだ活動をまとめたものである。



1 昨年度の非ウォーターフォール型開発における契約書案の作成と検討

平成 21 年度「非ウォーターフォール型開発研究会」において、次の 5 つの重点課題を選定した。

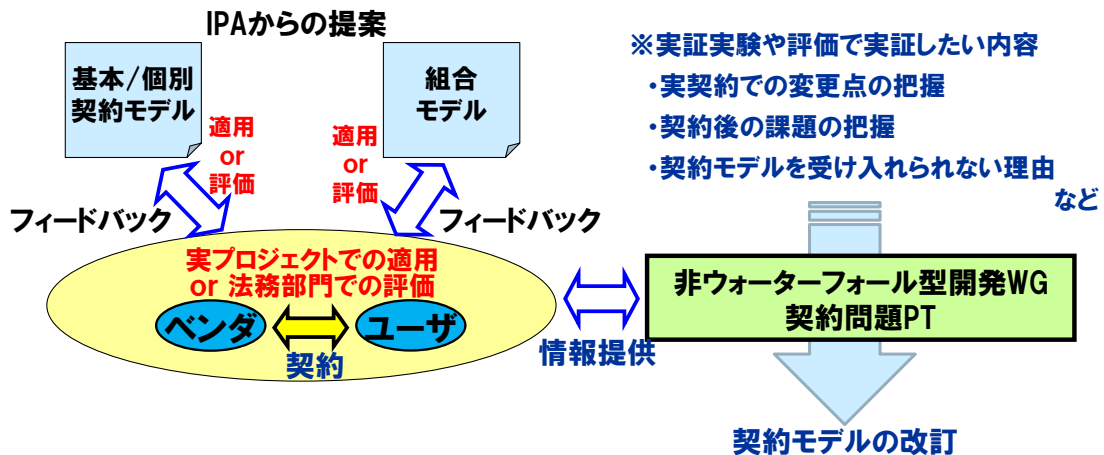
- ①契約： 契約のあり方、調達の制度設計
- ②価値評価： 経営層や顧客¹側企業へのアピール
- ③環境整備： 管理手法や技術面の整備
- ④普及： コンサルタント等の役割の整備、人材育成
- ⑤調査： 欧米の競争力（ビジネスドライバ、産業構造）などの調査

この中の「①契約：契約のあり方、調達の制度設計」についての検討において、「日本における非ウォーターフォール型開発に適した契約モデルの検討」、「非ウォーターフォール型開発に適した契約のひな型の検討と作成」を行い、2 つのモデル契約書案を公開した。

2 本年度の取り組みの概要

昨年度にとりまとめた、アジャイル型開発などの「非ウォーターフォール型」開発手法を使ったソフトウェア開発に適した 2 つの契約モデルの契約書案が、現実の開発プロジェクト適用に際し、妥当であるか検証を行い、より現実に適した契約書案とすべく検討を進めるため、本年度(平成 23 年度)は、昨年度に引き続き、「非ウォーターフォール型開発 WG」の「契約問題 PT」で、改訂作業を実施した。

< 契約モデル案実証実験、評価の概要 >



¹ 「顧客」という言葉は広い意味を持っているが、開発プロジェクトごとに異なる意味で使われている。本書で使用されている「顧客」は、「顧客企業」および「エンドユーザ」の開発者（作る人）以外の関係者（ステークホルダー）として使用されている。

3 契約モデル・契約書案の妥当性の評価

契約モデル・契約書案の妥当性の評価を得るため、非ウォーターフォール型開発 WG 参加委員の所属する企業および社団法人 日本情報システム・ユーザー協会(JUAS)会員の企業の契約・法務部門等担当者に協力を仰ぎ、昨年度(平成 23 年度)発表のアジャイル型開発における契約モデル・契約書案の妥当性のアンケート調査を実施した。

また、同契約案を実際のプロジェクトにおいて利用する実証実験を行い、その結果についての聞き取り調査を実施した。

アンケート回答企業数：11 社 12 部門

企業種別	回答企業数
ユーザー系企業(部門)	7 社(部門)
ベンダー系企業(部門)	5 社(部門)

実証実験企業：1 社 (ベンダー系企業)

※ 基本/個別契約モデルを適用

契約書案別コメント数集計：

【基本/個別契約モデル 基本契約書】

条項			コメント数
基本契約書	第 1 条	目的	0
	第 2 条	全体プロジェクト	4
	第 3 条	個別契約	3
	第 4 条	変更管理	8
	第 5 条	協働と役割分担	2
	第 6 条	連絡協議会の設置	4
	第 7 条	ユーザがベンダに提供する資料及びその返還	1
	第 8 条	再委託	4
	第 9 条	秘密情報の取扱い	3
	第 10 条	個人情報の取り扱い	2
	第 11 条	報告書の著作権	4
	第 12 条	損害賠償	4
	第 13 条	解除	1
	第 14 条	権利義務譲渡の禁止	0
	第 15 条	協議	0
	第 16 条	和解による紛争解決・合意管轄	0
基本契約書 (別紙)	(1)	全体プロジェクトの目的・ビジョン	0
	(2)	具体的なシステム全体又は個別機能	0
基本契約書 その他			22
合計			58

【基本／個別契約モデル 個別契約書案（請負型）】

条項			コメント数
個別契約書 (請負型)	第1条	個別契約の成立	1
	第2条	ベンダの義務	1
	第3条	ユーザの義務	0
	第4条	成果物、納期、対価及び支払方法	1
	第5条	検収基準	3
	第6条	瑕疵担保責任	4
	第7条	成果物の所有権移転時期	1
	第8条	特許権の帰属	3
	第9条	著作権の帰属	3
個別契約書 (請負型)別紙	(1)	開発対象機能	0
	(2)	作業体制	1
	(3)	具体的作業内容	0
	(4)	予定作業期間	0
	(5)	成果物および納期	0
	(6)	瑕疵担保期間	0
	(7)	受託費用の支払	0
	(8)	損害賠償限度額	0
個別契約書(請負型) その他			12
合計			26

【基本／個別契約モデル 個別契約書案（準委任型）】

条項			コメント数
個別契約書 (準委任型)	第1条	個別契約の成立	1
	第2条	ベンダの義務	2
	第3条	ユーザの義務	0
	第4条	対価及び支払方法	0
	第5条	業務終了の確認	0
個別契約書 (準委任型)別紙	(1)	開発対象機能	0
	(2)	作業体制	0
	(3)	具体的作業内容	0
	(4)	作業期間	0
	(5)	完成に向けて支援を行うユーザ成果物の一覧	0
	(6)	業務の完了	0
	(7)	受託費用の支払い	0
	(8)	損害賠償限度額	0
個別契約書(準委任型) その他			4
合計			7

【組合モデル 契約書案】

条項			コメント数
組合モデル	第1条	企業体	0
	第2条	プロジェクト期間	0
	第3条	プロジェクト予算	0
	第4条	出資	1
	第5条	システム開発作業の委託	0
	第6条	権利の帰属	1
	第7条	損益分配	0
	第8条	会計規則、会計帳簿	0
	第9条	責任者の選定	0
	第10条	連絡協議会の設置	0
	第11条	変更管理	0
	第12条	ユーザがベンダに提供する資料及びその返還	0
	第13条	秘密情報の取扱い	1
	第14条	個人情報	1
	第15条	損害賠償	1
	第16条	除名による脱退	1
	第17条	権利業務譲渡の禁止	0
	第18条	協議	0
	第19条	和解による紛争解決・合意管轄	0
組合モデル その他			3
合計			9

※ コメントは、複数回答

4 契約書案の修正および FAQ の作成について

前述の妥当性の評価を踏まえ、契約書案の向上および明確化のために、以下の2点について、非ウォーターフォール型開発 WG 契約問題 PT 内にて検討および作成を行った。

- ① 2つの契約モデル・契約書案の改訂(契約書案の解説も含む)
- ② 契約書案の FAQ 作成

① 2つの契約モデル・契約書案の改訂

契約書案の改訂については、以下の観点を中心に、記述内容の明確化と汎用性に重点を置くと共に、業務への負担軽減を考慮した上で検討を進めた。別紙についても汎用的な言葉に修正し、記載内容を分かりやすくするために記載例を別途作成を実施。

- (1) 業務効率化
- (2) 著作権、特許権、所有権等の知財権の帰属や侵害時の対応の明確化
- (3) あいまいな箇所の明確化

それぞれの観点に、基づいた主な改訂箇所は、以下のとおり。

(1) 業務の効率化への対応

- ✓ 電子メールでの通知・承認(書面による通知の改善)
 - 議事録の送付・承認手段:書面又は電子メールと明記(基本契約書 6条7項)
 - 秘密情報の特定手段:書面のみ⇒電子メールの追加(基本契約書 9条1項)
- ✓ 再委託の承認
 - ベンダの再委託先の承認:書面での変更を変更管理(=連絡協議会)で承認とすることで、再委託申請を簡易にした(基本契約書 8条2項)

(2) 著作権、特許権、所有権等の知財権の帰属や侵害時の対応の明確化への対応

- ✓ 色々なパターンへの複数案の提示
 - 請負の場合の特許権:ベンダ帰属のみから特許権の共有の追加(個別契約(請負) 8条1項)
 - 準委任の場合の特許権:記述なしから、発明者に帰属する場合と共有する場合を追加(個別契約(準委任) 6条)
 - 準委任の場合の著作権:記述なしから、ベンダ帰属、ユーザ帰属、共有の3案併記を追加(個別契約(準委任) 7条)
- ✓ ベンダの納品物が他社の知財権を侵害している場合の対応を追加
 - ベンダとユーザの義務と責任について説明(基本契約 12条)
 - 清算する場合の説明追加
 - 変更協議が整わず清算する場合、未完成でも成果物をユーザに納品し、所有権や著作権等の知財権は個別契約に従う(基本契約 4条5項)

(3) あいまいな箇所の明確化への対応

- ✓ 全体プロジェクトの説明の追加(基本契約 2条)
- ✓ 基本契約の終了条件の追加(基本契約 14条)
- ✓ 基本契約書と個別契約書の両方に記述されている場合、個別契約書の優位性明記(基本契約 3条1項)

- 変更協議が整わなかった場合の清算の仕方を追加
- ✓ 未完成でも成果物をユーザに納品し、所有権や著作権等の知財権は個別契約に従う（基本契約 4 条 5 項）
- ✓ 損害賠償の上限額の明記（基本契約 13 条 2 項）
- ✓ アジャイル型開発初心者を想定した説明（請負、準委任の個別契約書の別紙）

②契約書案の FAQ 作成

調査を行った際、意見が質問形式のものが多く見受けられたため、記述意図の理解のため、新たに補足資料として FAQ を作成した。

5 成果物について

① 契約書案の改訂

- 基本／個別契約モデルの基本契約書案
- 基本／個別契約モデルの個別契約書案（請負型）
- 基本／個別契約モデルの個別契約書案（準委任型）
- 組合モデルの契約書案

② 平成 22 年度非ウォーターフォール型開発 WG 報告書改訂

第 4 章 付録 契約書案解説

- 付録 1 アジャイル開発における基本/個別契約モデルの基本契約書案
- 付録 2 アジャイル開発における基本/個別契約モデルの個別契約書案（請負型）
- 付録 3 アジャイル開発における基本/個別契約モデルの個別契約書案（準委任型）
- 付録 5 アジャイル開発における組合モデルの契約書案

③ 契約書案 FAQ の作成

- 非ウォーターフォール型開発 契約書案 FAQ（平成 23 年度版）

6 まとめ

非ウォーターフォール型開発導入の障壁の一つとなっている契約に関連する問題の軽減を図るべく、非ウォーターフォール型開発手法を使ったソフトウェア開発に適した 2 つの契約モデルの契約書案を 2 年に亘り、取りまとめを行ってきた。

今後は、この契約モデルの契約書案の更なる普及のため、経済産業省の「ソフトウェア開発委託基本モデル契約書」等との連携を図るなどの取り組みを進める。